

報告第二號

専決処分報告の件

地方自治法第百七十九條によつて次の通り専決処分した

詔

規約の一部改正について

東伯郡町村消防団員公務災害補償給付組合規約を次の通り改正する
第二條 本組合は次の町村を以つて組織するところありその町村を

「羽合町 三朝町 東郷町 泊村 岡金町 中北條村 下北條村 灘守村 栄村 大誠村 由良町
東伯町 赤碓町 下中山村 上中山村」に改む

第五條中「東伯郡倉吉町」とあるを「倉吉市」に改む

第八條第一項中「評議員十八人」を削除

同條第三項を削除し第四項を第三項とする

第九條中「評議員」を削除

第十條第三項を削除し第四項第五項を各々第三項第四項とする

附則

この規約は昭和二十九年四月一日から施行する

但し第二條組織町村中廃置分令により消滅する町村に於ては、その実施の日

より当該新町村を以つて組織町村と見做す

右地方自治法第百七十九條により専決す

昭和二十九年六月十五日提出

三朝町長 坂

出 雅巳

昭和廿九年六月拾五日

東伯郡三朝町議



天野



（事業の内容）

第四條 本組合は前條の目的を達成するため左の事業を行う

一 療養補償 療養給付

二 休業補償 休業給付

三 障害補償 障害給付

四 遺族補償 遺族給付

五 葬祭補償 葬祭給付

六 打切補償 打切給付

七 その他他組合總會において必要と認めらる補償給付に関する事項

（事務所の位置）

第五條 本組合の事務所は東伯郡倉吉町大字仲之町七百三十五番地を置く

（組合總會）

第六條 本組合に總會を設けるものとする

第七條 組合總會の役員は規則は別にこれを定める

（執行機関の組織及び選任の方法）

第八條 組合に組合長一人副組合長一人評議員拾人監査員二人を置く

第九條 組合長副組合長は組合總會において組合總會員中より選出するものとする

第十條 評議員は各自治区域において二人宛組合長に關係ある町村長の中から選出する

第十一條 監査委員は組合長が組合總會の同意を得て組合總會員中から選任する

第十二條 以上の事項は組合長の組合總會の同意を得て組合總會員中から選任する

第九條

組合長副組合長評議員監査委員の任期は二年とする但し補欠によるもの
任期は前任者の残任期向とする

第十條

組合長は本組合の事務を統理し組合を代表する
副組合長は組合長を補佐し組合長に故障があるときはその職務を代理す
る

る

評議員は組合長の諮問に府する外常務会務に参与する

監査委員は會計を監査しその結果を組合長及び統會に報告しなければな
らぬ

組合議會に附議する事項は次の通りとする

一 歳入歳出予算の議決

二 決算の認定

三 條例及び規則の制定改廃

四 其の他重要と認めたる事項

(法費)

本組合に必要な職員を置く

職員に定数以上の給与の方法は條例を以て定めるものとする

(経費)

本組合の経費は負担金補助金寄附金及びその他の収入をもつてこれを支
辨する

第十二條

負担金は石の区分に依り町村に分配するものとする

